一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び長野県木曽郡南木曽町
二　地域再生計画の名称　山のこころ―森・人担い手育成・交流活性化事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県木曽郡南木曽町の区域の一部（木曽川沿岸）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び上田市
二　地域再生計画の名称　安全で安心して暮らせる生活快適都市づくり推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　上田市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　豊橋市
二　地域再生計画の名称　ほたるの飛び交う故郷の再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　豊橋市の区域の一部（神ヶ谷・神郷及び嵩山地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　田原市
二　地域再生計画の名称　福江湾周辺の健全な水循環の再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　田原市の区域の一部（江比間町、伊川津町、石神町、中山町、西山町及び亀山町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県度会郡南伊勢町
二　地域再生計画の名称　美しい自然を守りともに生きるまち・・南伊勢
三　地域再生計画の区域の範囲　三重県度会郡南伊勢町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　舞鶴市
二　地域再生計画の名称　「農」を中心とした舞鶴市地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　舞鶴市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　吹田市の全域
二　地域再生計画の名称　未来を支えるチャレンジャー育成の都市の創出～アントレプレナーを育て地域産業として発展させることによる雇用拡大プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　吹田市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県、洲本市、南あわじ市及び淡路市
二　地域再生計画の名称　くにうみの島　あわじ環境未来島雇用創出計画
三　地域再生計画の区域の範囲　洲本市、南あわじ市及び淡路市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県及び養父市
二　地域再生計画の名称　まるごと自然～但馬中央の郷計画（第二期）
三　地域再生計画の区域の範囲　養父市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県西伯郡大山町
二　地域再生計画の名称　地域資源活用による大山北麓活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取県西伯郡大山町の区域の一部（大山北麓高原地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）